

# 当座勘定規定並びに代金取立等手数料改定のお知らせ

2022年9月30日

お客さま各位

平素より当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび電子交換所が運用開始されることに伴い、当座勘定規定等について、2022年11月4日(金)より改定致しますので、お知らせいたします。

また、これに合わせて同日付けで下記手数料につきましても変更となります。今後もサービスの充実を図り、お客さまのご満足や利便性の向上に努めてまいりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 当座勘定規定等規定改定について

- ・以下は当座勘定規定（一般用）の内容ですが、“専用約束手形口用”についても同様の改定を行います。
- ・約束手形用法と同様の改定を、為替手形用法、並びに小切手法へも行います。
- ・改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

現 行	改定後
<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p><b>第1条～第6条</b>（省略）</p> <p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>第9条～第16条</b>（省略）</p> <p><b>第17条（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または</p>	<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p><b>第1条～第6条</b>（省略）</p> <p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3)（同左）</p> <p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5)（同左）</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p><b>第9条～第16条</b>（省略）</p> <p><b>第17条（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署</p>

署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) (省略)

#### 第18条～第28条 (省略)

#### 第29条 (個人情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する 個人情報センターに5年間（ただし、後記3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき

② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

#### 第30条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)～(5) (省略)

#### 第31条 (規定の変更等)

(1)～(2) (省略)

以上

(2020年3月1日現在)

#### 約束手形用法

1.～3. (省略)

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、式、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

(追加)

(新設)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、

名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) (省略)

#### 第18条～第28条 (省略)

(削除)

#### 第29条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)～(5) (省略)

#### 第30条 (規定の変更等)

(1)～(2) (省略)

以上

(2022年11月4日現在)

#### 約束手形用法

1.～3. (省略)

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

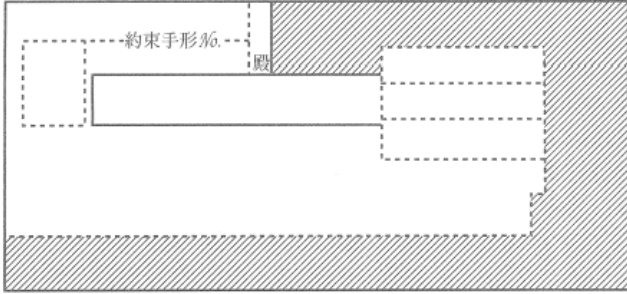
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、

訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

(追加)

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。



7. ~ 8. (省略)

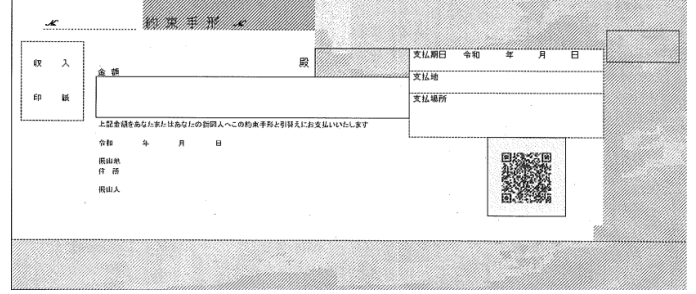
以上

(2020年3月1日現在)

(追加)

訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード\*欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード\*欄に重なることがないようにしてください。



7. ~ 8. (省略)

以上

(2022年11月4日現在)

\*QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(改定後4.(3)指定の表)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	弍	弓	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

## 2. 代金取立等手数料の新設・改定について

### (1) 代金取立手数料等

2022年11月4日（金）以降にご依頼頂いた手形等について、改定後の金額を適用致します。現行との差額返金のご要望等にはお応えできませんのでご了承願います。

現行			改定後	
庫内	1通 ¥110	→	電子交換	1通 ¥220
当所（東京交換）	1通 ¥220			
浜手（横浜交換）	1通 ¥880			
他所	1通 ¥880			
	集中取立			
	個別取立		個別取立※1	1通 ¥1,100
取立手形店頭呈示料	1通 ¥880	→	変更なし※2	
不渡手形返却料	1通 ¥1,100			
組戻手形返却料	1通 ¥880			
依頼返却事務手数料	1回 ¥1,100			

※1：電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など、郵送対応が必要なものが対象となります。

※2：当金庫が手形や小切手等をお預かりして電子交換所へのシステム登録を行なった時点で、取立てのお取止めや手形割引への変更等お取扱いの変更があっても、取立てに係る手数料はお返し致しません。また、お取扱いの変更には「組戻手形返却料」を申し受けますので、予めご了承願います。

### (2) 当座勘定関係

手形・小切手帳について、改定日前に大量の発行をご要望いただいても、お応えできない場合がございます。

現行			改定後	
署名判印刷登録手数料※1	¥5,500	→	登録用紙1枚ごとに¥5,500	
小切手帳1冊(50枚)	¥880	→	¥4,400	
約束手形帳1冊(25枚)	¥660	→	¥2,200	
為替手形帳1冊(25枚)	¥1,100	→	¥2,200	
自己宛小切手	1枚につき ¥550	→	1枚につき ¥880	
マル専口座開設手数料※2	¥3,300		変更なし	
マル専手形用紙※2	1枚につき ¥550	→	1枚につき ¥880	
当座預金開設事務手数料	(新設) ※3		¥3,300	

※1：お取扱いの変更はございませんが、記載表現を改めました。

※2：「専用約束手形口」の新規口座開設は受付を停止させていただきます。

※3：一般口についても口座開設事務手数料を頂戴するものです。WEB-FB等紙媒体によらない決済手続きのご検討、お申し込みをお勧め致します。

以上